

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	猪高営業所	愛知県名古屋市長東区平和が丘1丁目44番地	輸送施設の使用停止（130日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和7年2月18日及び令和7年8月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	74	13
2	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	鳴尾営業所	愛知県名古屋市長南区上浜町40番地	輸送施設の使用停止（70日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項	令和7年8月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	74	7
3	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	緑営業所	愛知県名古屋市長緑区兵庫一丁目301番地	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項	令和7年8月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	74	7
4	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	稲西営業所	愛知県名古屋市長中川区稲西町171番地	輸送施設の使用停止（130日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和7年8月25日及び令和7年9月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(4)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	74	13
5	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	中川営業所	愛知県名古屋市長中川区法華2丁目98番地1号	輸送施設の使用停止（130日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和7年8月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	74	13

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	如意営業所	愛知県名古屋市北区丸新町347番地	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項	令和7年8月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)	74	7
7	20260108	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者折戸秀郷	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号	御器所営業所	愛知県名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地	輸送施設の使用停止（80日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項	令和7年4月15日及び令和7年8月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	74	8